

税務署からのお知らせ

★本庄税務署 ☎ 2111 (自動音声案内)

平成 28 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告相談及び申告書の受付は 2 月 16 日(木)から 3 月 15 日(木)までです(土・日・祝日除く)。

■申告書の事前作成にご協力ください

申告受付期間中、税務署は大変混雑し、長らくお待ちいただく等ご不便をおかけする可能性もあるため、確定申告は確定申告書等が簡単に作成できる国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)「確定申告書等作成コーナー」をご活用いただき、なるべく事前に作成し、提出していただきますようお願いします。

■公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入が 400 万円以下で、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

※ただし、所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合でも、

●所得税及び復興特別所得税の還付を受けるには、確定申告書の提出が必要です。

●市民税・県民税の申告が必要な場合があります。

■確定申告書等への個人番号(マイナンバー)記載について

平成 28 年分の確定申告から、申告書等への個人番号の記載が必要になります。

なお、税務署等に個人番号を記載した申告書等を提出する際は、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付する必要があります。

【本人確認を行うときに使用する書類の例】

- ①個人番号カード(番号確認と身元確認)
- ②通知カード(番号確認) + 運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)

住宅を新築・購入したみなさんへ最大 10 万円を交付

定住促進新築住宅取得奨励金の申請を受け付けます

★企画課 ☎ 1157

定住人口の増加と地域の活性化を図るため、市内に新築住宅を取得した人に奨励金を最大 3 年間交付します。今年度は平成 25 年 1 月 2 日から平成 28 年 1 月 1 日までに建築された住宅が対象です。

奨励金の該当の有無など制度の詳細を確認したい場合は、企画課へご相談ください。

●申請期間 3 月 1 日(木)～ 31 日(金) (必着)

※直接持参する場合は、土・日・休日を除きます。

●申請書類 申請書、請求書、契約書の写し(該当者のみ申請初年度に提出)

※申請用紙は、本制度の該当が見込まれる人に郵送します(2 月中旬予定)。その他、企画課(市役所 3 階)で配布又は市ホームページからダウンロードできます。

●申請方法 市税を完納後、必要事項を記入のうえ、申請書類を郵送又は直接企画課へ

●郵送先(住所は記入不要)

〒367-8501 本庄市役所企画課

※毎年申請が必要なため、補助 2 年目、3 年目の人も申請書の提出が必要です。申請期間を過ぎると、平成 28 年度分の奨励金が交付できなくなります。

●対象住宅 台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するもので専ら自己の居住用に使用する住宅(併用住宅は、述べ床面積の 2 分の 1 以上を住宅

として使用しているもの)

●対象者 市内に対象住宅を取得(新築又は購入)した人で、次の①②の要件を満たす人(増改築や中古住宅の取得は除く)

- ①市税に滞納がないこと
- ②対象住宅の所在地に住民登録をしていること

●交付額 家屋の居住部分の固定資産税額の 50%

▶加算要件

(1)次の①～③のいずれかに該当する場合は 15% を加算

- ①新築住宅の取得時に市内に転入した人
 - ②生計を一にする中学生以下の子を持つ人
 - ③生計を一にする中学生以下の子を持つ親族と同居する人
- (2)市内に本社(個人事業主を含む)のある建築業者から取得した場合は 10% を加算

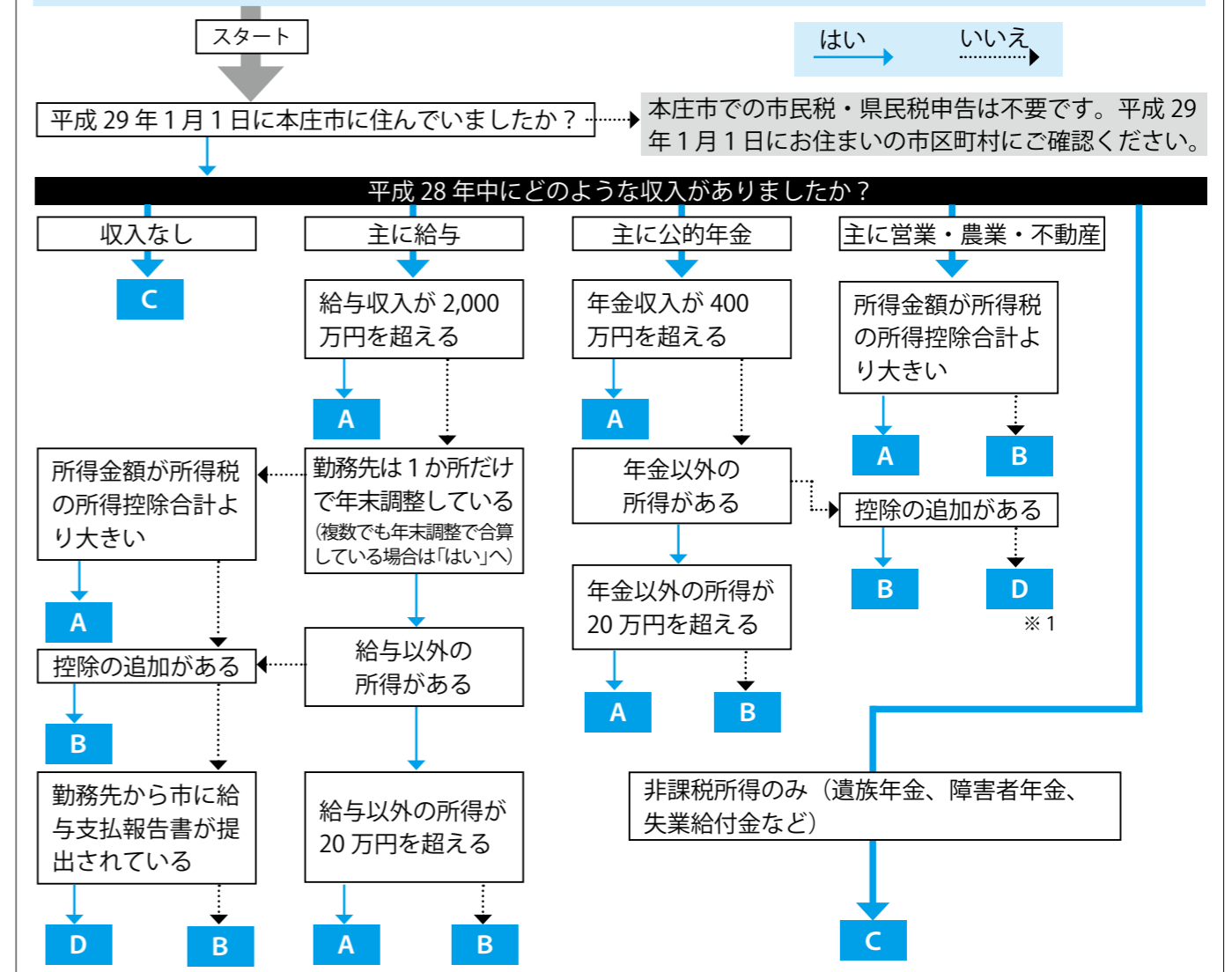
●交付上限額 10 万円(1 年度当たり)

●交付期間 該当住宅の固定資産税を課税された初年度から 3 年間

▶フローチャート あなたの申告は所得税の確定申告?それとも市民税・県民税の申告?

次のいずれかに該当する場合は**税務署**で確定申告が必要です(7 ページの『税務署からのお知らせ』をご確認ください)。該当しない場合は**スタート**から進んでください。

- ▶青色申告をする
- ▶平成 27 年分以前の確定申告をする
- ▶死亡者の確定申告をする
- ▶土地・建物・株式等の譲渡所得がある
- ▶先物取引に係る雑所得等がある
- ▶雑損控除を受ける
- ▶住宅借入金等特別控除を受ける(初年度)
- ▶山林所得がある
- ▶災害減免を受ける
- ▶外国税額控除を受ける
- ▶外国に住んでいる扶養親族の扶養控除を受ける



A	所得税の確定申告が必要	市民税・県民税の申告は必要ありません。
B	市民税・県民税の申告が必要	所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
C	市民税・県民税の申告が必要な場合あり	次のいずれかに該当する場合は、市民税・県民税の申告が必要です。 ■ 16 歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主 ■ 後期高齢者医療保険被保険者とその世帯主 ■ 介護保険被保険者とその世帯主及び世帯員 ■ 市営住宅及び県営住宅入居者(中学生以下は除く) ■ 医療福祉などの行政サービスを受ける場合 ■ 所得・課税証明書が必要な人
D	申告は不要	「※1」の人で所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

このフローチャートは一般的な例です。